農業委員会だより

問い合わせ先　上ノ国町農業委員会
☎0139・55・2311

農業用労務賃金および農業機械使用料金協定額（令和５年４月１日㈯から適用）

（単位：円）

区分	作業名	単位	賃金・料金	条件等
人作業	田畑作業（１日８時間）	1人1日	7,360円	北海道最低賃金割増は別 注1
	田畑作業（時間給）	1人1時間	920円	
トラクター（耕運機含む）	ロータリー田畑耕	10㌃	4,000円	１回当たり
	プラオ田畑耕	10㌃	4,200円	
	代かき	10㌃	5,000円	同時仕上げ
	馬鈴薯堀取	10㌃	4,700円	
	マルチャー	10㌃	4,000円	
	肥料蒔き	10㌃	1,500円	散布のみ
	マニアスプレータ	10㌃	2,600円	散布のみ（10㌃2㌔標準）
	種蒔き	10㌃	2,100円	
	サブソイラー	10㌃	3,000円	
田植え	田植	10㌃	4,200円	
	田植（側条施肥）	10㌃	5,700円	肥料代別
噴霧	ブームスプレーヤー	10㌃	2,700円	薬剤代別
培土	畑	10㌃	3,200円	
中耕・除草	畑（テーラー）	10㌃	2,600円	薬剤代別
バインダーコンバイン	バインダー（田）	10㌃	4,200円	紐なし、作業の難易度により30%以内の加減
	コンバイン（田）	10㌃	11,600円	
	バインダー（畑）	10㌃	1,800円	
	コンバイン（畑）	10㌃	7,000円	
カッター	ブラッシュ・カッター	1時間	2,100円	
脱穀機	ハーベスター自走	10㌃	3,700円	
	大豆落とし	10㌃	3,800円	
	小豆落とし	10㌃	3,200円	
その他機械	モーア	10㌃	1,400円	
	集草	10㌃	700円	１回当たり
	反転	10㌃	500円	１回当たり
	牧草ロール巻き	１個	1,000円	
	フロントローダー	１時間	2,100円	

補足事項　農業用機械については、運転手付きの料金とする。

注１）軽微な作業であってもこの最低賃金を下回らない金額を設定してください。また、作業の難易度によっては時給および日当について、最低賃金以上の金額を話し合いにて調整してください。

- **上記「農業機械使用料金協定額」は、農作業を依頼する場合や受託する場合の一つの目安として利用してください。**
- **作業に係る料金は事前に双方で話し合い、合意を得た上で作業を実施してください。**

楽しい山菜取りがちょっとの油断で遭難に

●入山するときの注意事項

- 午後３時を目安に下山する。天気の崩れそうなときはすぐに下山する。
- 入山場所の地形をよく確かめる。特に大木などを目印にしておく。
- 仲間同士で声を掛け合い、位置の確認をする。
- 自分の体力を過信せず、体調に合わせて無理せず行動をする。
- がけや急斜面などの危険な場所は避ける。
- 熊の出没情報などに注意し、危険な動植物には近づかない。
- 無理だと思ったら、いさぎよく引き返す。

●万が一、山中で迷ってしまったら

- むやみに歩き回らずに、大木の陰や岩陰で雨風をしのぎ捜索隊を待つ。また、日没後は歩き回らない。
- 収穫したものは、いさぎよくあきらめる。
- 捜索のヘリコプターの音が聞こえたら、広い場所でタオルなどを振って合図する。
- 呼びかけなどが聞こえたら、大きな音を出して反応する。（笛が効果的）
- 必ず助けが来るので、望みを捨てずに頑張る。

●山に持って行くとよいもの（一例）

- あめ玉や缶詰、チョコレート、乾パンなどの非常食と飲料水。
- 携帯電話、笛、鏡、発煙筒などの位置を知らせることができるもの。
- 雨具、防寒着など雨や寒さをしのぐもの。
- 傷薬、持病の薬。　・ラジオや方位磁針、時計、懐中電灯。

入林するときは入林承認を受けてから

渡島総合振興局西部森林室では、遭難対策および林野火災予防対策の一環として、道有林への一般入林者に対し、次のように入林手続きをお願いしています。

■入林手続きの方法

道有林入口の入林箱に入林届出書を設置していますので、次の事項を必ず記入してください。

①入林年月日
②氏名・車両台数
③入林目的

■林道の通行注意

道有林では開放していない林道や森林整備のための道路は一般車両の通行を中止しています。簡易ゲートなどを設置し、施錠していますので、標識などに注意してください。

■問い合わせ先

渡島総合振興局西部森林室
☎0138・42・2013

農林課からのお知らせ

羆（ヒグマ）にご注意ください

春はヒグマが冬眠から明けて、行動を始める時期です。ヒグマは山奥ばかりではなく、**比較的人里近くも生息域にしています。**

最近は、石崎から小砂子の国道や海岸線で多く目撃されています。

ヒグマの捕獲には箱ワナによる方法がありますが、必ずしも捕獲できるとは限りません。

ヒグマは基本的に雑食性のため、必ずしも人をおそうとは限りませんが、常に身近にいるという認識を持ち、

① 一人では野山に入らない
② 野山では音を出しながら歩く
③ 薄暗いときには行動しない

など、ヒグマとの遭遇を未然に防ぐよう心がけましょう。

カラスによる被害にご注意を

カラスは春から初夏にかけて産卵・子育てを行うため過敏となり、巣の付近を通る人を威嚇したり、直接攻撃したりすることがあります。

カラスから攻撃されないためには

●巣に近づかない、刺激を与えない
●帽子や傘で身を守る

なお、町では私有地の巣の撤去は行っていません。

また、巣の中に卵やヒナがいる場合の巣の撤去は、鳥獣保護法による捕獲許可が必要となります。

問い合わせ先　農林課　農業林業グループ